●●地区「個人情報取扱ルール」

**個人情報保護について**

制定 令和 ● 年 ● 月 ● 日

（目的）

第１条　この取扱ルールは、●●地区（以下「本区」という。）が保有する個

人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

（責務）

第２条　本区は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵

守するとともに、本区内の活動において個人情報の保護に努めます。

（周知）

第３条　本区は、この取扱ルールを、総会資料又は回覧により、少なくとも毎

年１回は会員に周知します。

（管理者）

第４条　本区における個人情報の管理者は、区長とします。

（取扱者）

第５条　本区における個人情報の取扱者は、区の役員とします。

（秘密保持義務）

第６条　個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

（個人情報の取得）

第７条　本区は、区長が「区加入確認調書」などを、区民又は区民になろうと

するものから受理することにより、個人情報を取得します。なお、直接書面

に記入してもらうなど、個人情報を集める際には、そのときに、本人に対し

て利用目的を明示します。

２　要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

３　本区が本人から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号などで区民が同意する事項とします。

４　本区が配付する区役員名簿に記載する個人情報は、利用目的を特定する

ことに加え、氏名、電話番号などで、事前に本人が同意する事項とします。

（利用）

第８条　本区が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用

します。

（１）区費の請求、管理、その他文書の送付など

（２）区民名簿の作成及び区の区域図の作成

（３）入学祝、敬老祝等の対象者の把握

（４）災害等の緊急時における支援活動

（５）災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

（６）その他総会などで議決された事業及び活動等

（管理）

第９条　個人情報は、区長又は区長が指定する役員が保管するものとし、適正

に管理します。

２　地区の退会などの理由で不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

（提供）

第 10 条　個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得

ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く。）に提供しません。

（１）区民本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提

供する場合

（２）法令に基づく場合

（３）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

（４）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

（５）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定め

る事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第 11 条　区の役員は、個人情報を第三者（行政機関等を除く。）に提供した

ときは、法第 29 条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存します。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第 12 条　区の役員は、第三者（行政機関等を除く。）から個人情報の提供を

受けるに際しては、法第 30 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存します。

（開示）

第 13 条　区民は、第７条の規定に基づき保有している区民本人の個人情報について区長に対し開示を請求することができます。

２　区長は、区民本人から本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第 33 条第２項に該当する場合を除き、本人に開示します。

（個人情報の訂正等）

第 14 条　区民は、第７条に基づき提供した区民本人の個人情報について区長に対し訂正等を求めることができます。

２　前項の請求があった場合、区長は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各区民にすでに配付されている区民名簿等は、訂正等について区民に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

（個人情報の利用停止等）

第 15 条　本区の保有する個人情報の利用又は第三者への提供の停止請求があった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の利用又は提供の停止を行うものとする。

（漏えい発生時等の対応）

第 16 条　区の役員は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、区長に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

（開示請求及び苦情相談窓口）

第 17 条　区長は、本区の個人情報の取扱いについての苦情や開示請求があった場合において、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

（附則）

この取扱ルールは、令和 ● 年 ● 月 ● 日から施行します。